

第3回桐生市下水道使用料審議会 議事録

- 1 日時 平成28年7月22日（金曜日） 午後1時30分から午後4時30分まで
- 2 場所 境野水処理センター
- 3 出席者
 - (1) 委員 14名中13名出席
 - (2) 事務局 水道局長・下水道課長・境野水処理センター所長・下水道課業務係長・下水道課工務係長・下水道課維持係長・境野水処理センター施設係長・下水道課業務係
- 4 境野水処理センター施設見学
- 5 審議会
 - (1) 第2回桐生市下水道使用料審議会における質疑応答の概要について

会長： これに対して質問等はございますか。

事務局： 32ページの25番ですが、「いままで何故段階的に改定してこなかったのでしょうか。」という質問に対して、「行政の怠慢と真摯に受け止めています。」と回答させていただきましたが、これまで何もせずに手をこまねいてきた訳ではなくて、一応検討をしてきたという経緯がございます。また、いろいろな団体から値上げの抑制の申し入れもありました。そのような中で、可能な限り、現行使用料で頑張ってみようという流れで来ましたが、32年の公営企業化があり、そのようなことではいられず、今日に至ったということで、御理解をお願いしたいと思っています。

会長： 質問ですが、1番の「基準外繰入金は公営企業化すると、受益者負担の原則から一般会計からの繰入が困難となります。」とありますが、「不可能」ではなく、「困難」ということは、できないというわけではないのですか。

事務局： 基準外繰入金は一般会計からの繰入ですから、下水道事業に繰り入ると、他の事業を諦めないといけなくなってしまいます。道路や公園事業を止めて下水道事業に回さないといけない、通常なら独立採算でやるべきところを他の事業を諦めて下水道事業に費やすか、という選択になってしまいます。財政当局、他の部局とも調整した中で、下水道事業に補填させてもらえるか、ということになってきます。

事務局： 一般会計からの繰入は基準外、基準内でも繰出しですから出来るか出来ないかと言われたら、出来ます。ただ、今申し上げたように理由とし

て基準内（雨水分）は下水道利用者だけではなく、道路やマンホール等に降った分の処理なので、税金で良いでしょう、基準内という形で繰出しをしましよとなりませう。しかし、本来の下水道会計で負担しなければならぬ費用の不足分については基準外ということになりますので、企業会計後は基準外を出す根拠の説明が財政当局、市内部のほか、議会、市民の皆さんに説明出来なければなりません。というようなことで、「困難」という表現を使わせていただきました。

委員：新聞記事にありましたが、下水道事業の56.8%が公営企業化へ拡大とありますが、短い記事ですので読ませていただきます。地方自治体による下水道事業で、公営企業化への導入準備を進めている自治体は総務省の調べで4月現在、全国で56.8%に上るそうです。桐生市もこの中に入るとおもいますが、公営企業は民間企業に準拠した財務諸表を作るので会計方式を変え、経営の実態を正確に掴み、経営の健全化を目指すものです。全国の自治体で適用済みが21%、取組み中が35.8%、検討未着手が24.7%となっています。公営企業は損益計算書、貸借対照表など、民間と似た財務諸表を作成しますが、電気やガス事業は「義務付け」られているが、下水道事業は「任意」とあります。平成32年4月までに公営企業化しなければならないという前提で審議会が始まっていますけれども、なぜ、こんなに急激に上げなくてはならないのかという議論が一部の団体で出ています。この記事にもありますように、「義務」ではなく、「任意」ということであれば、それは努力目標なのか、それともそうしないと補助金がもらえなくなるとか、どういふものなのかを説明してもらわないと、意味をなさないのでは。法律要件としてどうなのか、公営企業のメリット、デメリットについて教えていただきたい。

委員：私も32年度までは準備段階と受け止めていました。32年度には何が何でも公営企業化しなければならないと思っていました。公営企業化し、一般会計からの繰出しができなくなると、収支はどうするのか。公営企業化後の値上げはどうするのか、そのあたりについてお聞きしたい。

事務局：まず委員の質問ですが、確かに新聞の記事通り、表面上は「任意」とされています。上水道は当然適用で義務化されています。現時点では下水道は「任意」となっていますが、総務省の方と話しましたが、今後義務化の方向で動いているそうです。ただし、資産調査には1億程度の見積もりがあります。50年近くの決算書など膨大な資料をまとめるので、当然費用はかかります。そのため、総務省も平成27年度から平成31年度までの5年間は借入れをしてもいいという財源の特約を付けましたが、結局は借金で返していかななくてはならないので、総務省も当然適用とは言い切れず、「任意」といふのが現状です。桐生市は他の自治体と比べて、下水道が急速に発展して、普及率が80%近くあります。

その一方で収入は人口減少で減っていき、現在の決算書では処理場が老朽化していることは感覚的には分かって、いくら金額が必要か全く分かりません。早急に実態の把握ができるようにするための企業会計への移行です。企業会計化したからといっても、業績が良くなるわけではありません。32年度までに実態の把握をしてください、ということです。桐生市においては毎年6億の赤字です。手持ちの現金は0です。それを改善するために審議をさせていただいています。

事務局： 委員からの質問ですが、公営企業化後の経営状況が悪化したときに一般会計からの繰入が困難になるということですが、必ずしも繰り出せない状況ではありません。公営企業化している前橋市・高崎市も多少の繰出しはあります。原則、独立採算なので公営企業化後の方が従前より繰出しは少なくなるかと思えます。公営企業化後も繰出しは可能ですので、財政当局との調整になると思えます。

委員： 足りない分、値上げが必要であることは分かります。それにやむなく賛成する委員さんも多いかと思えますし、私もそう思います。

ただ、上げ方、時間軸の問題だと思います。公営企業化までに3段階で値上げするのも分かりますが、今から3年から4年で従量部分を90%以上というのはどうか。例えばスライド制で1年に10%ずつとかというようにできないのか。なぜ、32年度までに90%以上も上げなければいけないのかについて事務局からの説明を聞きたい。

(2) 質疑応答

会長： それについての説明があると思えますので、資料の説明を進めてください。

委員： 赤字体質ということが分かりましたが、値上げで解消できるのですか。上水道は手持ち現金60億あるということであれば、それで何とかできないのですか。

事務局： 今の会計制度上、無理です。利用者が同じであれば可能かと思えますが、利用者が異なるため出来ません。

委員： 管理は一元化しているのですか。

事務局： 管理の所轄の省庁が異なります。上水道は厚生労働省、下水道は国土交通省です。水道事業は長い間蓄積された内部留保が貯まって、60億になっています。それに引き換え、下水道はまだ企業会計になっていませんし、始まった当初は0からのスタートですから難しいと思えます。水道は将来的な投資でどれくらいかかり、それを回収するためにはいくらの料金設定をしなければいけないかという積み上げ方式で計算しています。今ここで、シミュレーションでお示ししているのは繰出しがない状態で不足分を賄おうというもので、視点が異なります。会計も全く別ですし、上水道の方に大幅な内部留保があるからと言って、その分を下

水道に投入ということは理解が得られないと思います。

委員 : 32年度には0からのスタートというと、今までの繰越欠損金はどのようなのですか。

事務局 : 先程、特別会計の決算書の後、資料4の①を見ていただきましたが、特別会計の決算書を企業会計に当てはめ、繰越がないような決算を今まで続けてきました。今後は資産も計上し、減価償却もします。減価償却も費用化しますが、現金支出は伴わないので、内部留保としては残りません。減価償却に見合ったような投資で、借入れを行わなくても済むような会計上の仕組みになってきます。

委員 : 借入金とは債権でどういう勘定になるのか。

事務局 : 今度は長期借入金という形になりますから、固定負債になります。一年以内に返済がかかるものは短期ということで、流動負債になります。

事務局 : 民間企業と同じになります。減価償却の範囲内で返済をしていくような事業に組み立てていくのが理想の形で、我々は目指しております。

事務局 : 現在の特別会計の決算書の中では損益、収支の数字が見えてこない、資産がどれくらいあるかも見えてきません。それを資産の整理を行い、資産の計上をし、貸借対照表を5年かけて作ろうとしているわけです。32年4月からは精査した上で、企業会計を0からスタートさせたいという計画であります。

会長 : 質問ですが、シミュレーションで、32年度から収支差引が-4,600万円になっていますが、どのように補填するのですか。

事務局 : こちらは本来使用料では賄えない経費ですね。それなので、歳出を削るか、一般会計からの繰入金に頼るかということになります。

会長 : まず、新里地区と使用料を統一し、その後も上げてはまだ、4,600万円の赤字が出てしまうシミュレーションということですか。

事務局 : 3番の収支については、そういうことです。

事務局 : 18年間、値上げの検討の機会がありましたが、ごみ袋の有料化や東日本大震災などがあり、実現できませんでした。市有施設全てが老朽化し、高齢化・人口減で大変な中、下水道事業に一般会計から大幅に繰り入れるのは難しいという判断の下で、料金を改定したいと思いましたが、ただ、お示ししているのは当局の案ですので、審議会で審議していただきたいと思えます。

委員 : 平成29、30、32年度と3段階に分けて値上げ予定ですが、これからもっと影響のありそうな消費税の増税予定があり、要因が重なることが予測されます。少しでも市民生活のことを考えて、32年度に0スタートではなく、スライド式に段々赤字を減らしていくことはできないのですか。4年間で進めることのメリット、デメリットがよく分かりませんでした。

事務局： 使用料を値上げしなかった場合、毎年新しい管の敷設に約6億かかっています。今の使用料のままですと、維持管理費に回す分がありませんから、財源を維持管理の方に持ってくるようになります。そうすると維持管理費がメインになりますから、ストックマネジメント計画で国から補助金などがありますが、建設費にはお金が回らなくなります。現在、川内、新里地区の普及率は30%ですが、旧市街地は100%近くあります。そういう中で川内、新里地区だけを残して建設を止めて維持管理だけに回すということになってしまいます。公平な市民生活のために建設をし、値上げをお願いしたいと思っています。

委員： 4年間で上げなければならない理由が分かりません。4年にこだわらず、例えば7年、10年かけて上げていき、繰り入れる分が少なくなってきた時に、というのでは成り立たないのですか。

事務局： 下水道の足りない部分を使用料で賄うのか、税金で賄うのかという選択になると思います。32年度の公営企業化時には一般会計からの基準外繰出しがない状況でスタートさせたいと思っています。先程の話にもありましたが、6億の基準外として税金から繰り出されている分は道路や公共施設などに使える分を下水道会計に補填しているわけです。それを本来の姿にするために150円という数字が出ましたが、国が20立方メートルで3,000円という数字を示しています。それ以上の金額を徴収していない自治体には交付税や補助でのペナルティを考えるとというようなことから、企業会計としてスタートする前に国からの補助等を受けられないというのはハンデになります。まずは国が示している最低150円というのをクリアして企業会計をスタートさせるのが好ましいのではないかと計算したところ、基準外の繰り出しをなくすためには150円という近い数字が出ました。4年間という短い期間ではありますが、企業会計のスタートに合わせて出来ないかということです。

会長： 最後の資料の基本使用料の算出で、1,074円とありますが、新里地区と合わせて1,000円にしても74円は足りないわけですね。それなら、1,100円にしていくということも可能ではないのでしょうか。シミュレーションでは間違いなく赤字は続きますし、人口は減少しますし……。

事務局： それもあると思います。ただ、低所得者や単身高齢者に考慮し100円でも負担感はあるので、1,000円に止めました。負荷水量が桐生は10立方メートルですが、前橋、高崎は8立方メートルと限定はされていません。議論の余地はありますが、弱者救済でどのようにするかなどを考慮した方が理解しやすいかと思います。

委員： 基本使用料や4年で上げる話が出ましたが、確かに上げるのは大変だと思います。ただ、新里は150円を支払ってきています。4年が長い短いではなく、なぜ150円を支払わなければならないかを考えないといけ

ない。処理単価として150円かかるのはやむを得ないと思います。年数を先延ばしにしたら、「何で今さら？」というのがまた繰り返される。たまたま32年の企業会計に合わせて、4年となっているわけで、長い短いではなく、やむを得ないと私は感じました。長いスパンでやるのなら、桐生と同じ金額にさせていただきたい。そうでなければ、地元に戻ったときに説明が出来ません。

委員：いろいろな資料を見て、20立方メートルで3,000円と国が示しているとのことで、私も補助金の関係がありますが、国が示している数字に合わせていかないと経営が難しくなります。何とか合わせていかないと、という行政側の立場も理解できますが、低所得者への配慮、産業振興の課題もあります。例えば生活保護受給者の減免や染色業界の絶対量のいくらかを減免するなど、一定額を出した上での減免であれば揉めないのではないのかと思います。社会的弱者や産業振興への減免措置を示すことが理解を深める手ではないかと思います。委員も上がることは仕方ないと思っていられるので、そういうことが大事なのかなと思います。

委員：前回の審議会について、タイムスに大きく掲載されましたよね。第1回の掲載時は市民の反応がなかったということですが、前回の第2回掲載記事についてはどうでしたか。

事務局：反応はないです。

委員：水をタダだと思っている人が結構います。水はタダではありませんし、雨不足だと一層、水の大切さを感じます。今日施設を見学しましたが、こういう施設がないと日常生活が出来ないことがよく分かりました。前回の平成9年の時もそうでしたが、やる時はやるということになると思います。今までやらなかった分、短い期間にはなりますが、合併後も新里は高い使用料を払っているのに、旧桐生はこのままというのはどうか。そこに合わせていかなければならないのでは、このような形で上げていった方がいいのではと思います。ただ、大口使用者が一番影響あると思うので、産業支援の面でどのような支援があるかを明確に示してほしいと思います。その上で早目に新里地区に合わせて欲しいと思いました。

会長：皆さん、新里地区に合わせることに、反対はないと思います。また、値上げに対しても同じだとは思いますが・・・。

委員：産業支援に関して、庁内で%や金額、どういう形で支援があるのかを示してほしいです。

事務局：具体的には産業経済部とどのような支援策が出来るか協議しています。財政当局も含めて、最終的に6億の繰出し分がなくなるわけですから、それを支援策に回せるのではないかという議論があり、関係部局とも調整の上、策を講じてまいりたいと思います。

委員：国の20立方メートルで3,000円というのは、具体的に何年にそうな

らないといけないというようなものですか。

事務局： 32年4月ではなく、現在、国が示している目安です。

委員： では、それより低いと、低金額でやりくりしているから、補助金はいらないでしょう、という風になってしまうのですか。

事務局： 財政に余裕があると思われてしまいます。

委員： 32年度の公営企業化の準備に向けて、財源措置はありますか。

事務局： 準備に関わる経費は起債の対象になります。昨年度から資産整理に着手しております。

会長： 前回の答申内容が手元にありますので、読み上げます。

- 1 公共下水道の維持管理費（汚水・私費負担分）については、下水道の恩恵に浴している市民によって賄うという受益者負担の原則は理解できるが、公共料金という特殊性を考え、できるだけ料金改定率を抑えるために、3年毎に見直しを行うべきである。
- 2 下水道の恩恵に浴している地域の格差が大きいため、下水道未整備地域の管渠整備の促進を図るように努めてもらいたい。
- 3 下水道使用料の基本的な考え方を踏まえた中で、桐生市独自のものがあってもよいのではないか。
- 4 地場産業を考慮することで、大口利用者の立場に立った料金の設定も必要である。
- 5 審議会委員会の意見を反映させるよう最大限の努力を払うということに期待したい。
- 6 桐生市の財政状況を考えたとき、下水道事業特別会計に充当する一般会計繰入金が増加していることは、市財政を圧迫する要因となっている。資本費の算入については、将来的には資本費（元金・利子）を100%算入すべきだが、時期尚早と思われ、今後の課題とすべきである。

以上ですが、答申案を練るか、まだ審議を続けるかということになりますが、どうでしょうか。

委員： 一般的な使用料については、皆さん、同じ考えだとは思いますが、今まで安く抑えてきてもらった利益があるわけですから、その部分は当然感謝して、他の自治体に合わせても良いのではと思います。しかし、産業の面で曖昧というか平行線のままなので、答申するにもそれでいいのか。前回の答申のようにオブラートに包んだようなもので良いのか、と疑問に思います。当局からの具体的な支援策が出ないと、私たちも議論できないのではないのかなと思います。

委員： 答申に産業の部分をしっかり入れて、具体的なものをということをごここで決められることではないのでは。市民生活の負担にならないような、言葉で見えるような答申にできたらと思います。

- 委員 : 次回は答申を練るということになるのか。
- 会長 : 一人一人の意見を聞いて、具体的な支援策を聞いて、という形になると思います。
- 事務局 : まさに、委員がおっしゃったとおりで、私たちは今回3段階で150円に上げるという案を諮りました。それについて、仕方ないという結論になるか、これでは駄目だという結論になるかは分かりませんが、まずはその諮問案についての結果を出していただきたい。そして、大口利用者、弱者救済など、市民生活に波及するような部分について、このように配慮して欲しいとか、皆さんの具体的な案を盛り込んで欲しいのです。ですから、まずは諮問案について、ここでの見解を述べていただいて、産業振興についてはこのように盛り込んで欲しいというような案が答申になると思います。
- 委員 : 例えば、値上げはやむなし、ただし産業、福祉施設など弱者への支援を必ず行うということをはっきり書いて、望みたい。その条件で値上げはやむを得ないという答申でいいと、私は思います。
- 委員 : 過去の答申が手元にあった方が分かりやすいと思います。
- 事務局 : では、次回までに前回の答申書を皆さんに参考として配布するという事によろしいでしょうか。
- 会長 : 参考に、お願いします。
- 委員 : 最後によろしいですか。大口利用者として言わせていただきますが、4年間で上げた場合、上げなかった場合のメリット、デメリットを分かりやすく教えて欲しい。財政の部分以外の深い理由から4年間で上げなければならないということを示した資料をいただければ、と思います。箇条書きでも構わないので。
- 事務局 : 企業会計化がメインではありますが、これは一つの動機づけです。本質的には下水道事業が受益者負担の原則に基づいて、利用者に負担していただくべきものは負担していただくということが原点です。4年後には公営企業化が始まり、費用対効果が明らかになる中で、下水道の恩恵を受けていない人の税金を注ぎ込んできたことを是正して、本来の下水道のあるべき姿に戻すというのが本当の趣旨であります。企業会計化のメリット、デメリットというのは2次的なものですので、御理解をお願いします。
- 委員 : やはり、数年間で倍というのは受け入れがたいものがある。どういう対応をしたらいいか、簡単に議論できるところではない。
- 委員 : 委員の意見も分かりますが、他の委員の意見のように、私たちは恩恵を受けてきました。施設も見学しましたが、維持にはお金がかかりますよね。そういうことを考えますと、市民生活のために多少の犠牲はやむを得ないのかなと思います。しかし、産業が衰退したら使用量も減

- ってしまいますし、良くないことですから、支援は必要だと思います。
- 会長 : では、次回はメリット、デメリットの箇条書き、前回までの答申を用意していただき、その上で一人一人の意見をお聞きしたいと思います。
- 次回は8月22日ですね。9月はいつにしましょうか。
- 事務局 : 9月の日程と会場を押さえて、もし8月で終われば、キャンセルということで、決めましょう。
- 事務局 : 議会の都合上、出来れば、9月は20日以降でお願いします。
- 会長 : では9月27日(火曜日)午後1時30分からにしましょう。
- また次回の案内通知と今日の議事録を皆さんに渡してください。
- 事務局 : はい、分かりました。
- 会長 : では、これにて第3回下水道使用料審議会を閉会いたします。お疲れ様でした。